

酒類の販売業免許の区分及び種類とその意義

区分とその意義	種類とその意義
<p>酒類販売業免許</p> <p>酒類を継続的に販売すること（営利を目的とするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）を認められる免許</p> <p>酒類小売業免許</p> <p>消費者、料飲店業者又は菓子等製造業者に対し、酒類を継続的に販売することを認められる酒類販売業免許</p> <p>酒類卸売業免許</p> <p>酒類販売業者又は酒類製造者に対して酒類を継続的に販売することを認められる酒類販売業免許</p>	<p>一般酒類小売業免許</p> <p>販売場において、原則としてすべての品目の酒類を販売することができる酒類小売業免許</p> <p>通信販売酒類小売業免許</p> <p>2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をカタログを送付する等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類を小売することができる免許</p> <p>特殊酒類小売業免許等</p> <p>酒類の消費者等の特別の必要に応ずるため、酒類を販売することを認められる酒類小売業免許（期限付酒類小売業免許等）</p> <p>全酒類卸売業免許</p> <p>原則としてすべての品目の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許</p> <p>ビール卸売業免許</p> <p>ビールを卸売することができる酒類卸売業免許</p> <p>洋酒卸売業免許</p> <p>果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒のすべて又はこれらの酒類の品目の1以上の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許</p> <p>輸出入酒類卸売業免許</p> <p>輸出される酒類、輸入される酒類又は輸出される酒類及び輸入される酒類を卸売することができる酒類卸売業免許</p> <p>店頭販売酒類卸売業免許</p> <p>自己の会員である酒類販売業者に対し店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法により酒類を卸売することができる酒類卸売業免許</p> <p>協同組合員間酒類卸売業免許</p> <p>自己が加入する事業協同組合の組合員に対して酒類を卸売することができる酒類卸売業免許</p> <p>自己商標酒類卸売業免許</p> <p>自らが開発した商標又は銘柄の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許</p> <p>特殊酒類卸売業免許等</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類製造者の本支店、出張所等に対する酒類卸売業免許 酒類製造者の企業合同に伴う酒類卸売業免許 酒類製造者の共同販売機関に対する酒類卸売業免許 期限付酒類卸売業免許
<p>酒類販売代理業免許</p> <p>酒類製造者又は酒類販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理すること（営利を目的とするかどうかは問わない。）を認められる酒類の販売業免許</p> <p>酒類販売媒介業免許</p> <p>他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介すること（取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をいい、営利を目的とするかどうかは問わない。）を認められる酒類の販売業免許</p>	